

人生の最終段階における医療・ケアの 意思決定支援に関する指針

I はじめに

吉備高原医療リハビリテーションセンターは、厚生労働省がすすめているACP(Advance Care Planning)の一貫として、当指針に則り、多職種によるチームで患者本人・家族に対する意思決定支援を行うように努める。ACPとは、将来の変化に備え、将来の医療・ケアについて、本人が、その家族等及び医療・ケアチームとの話し合いを通じて、意思決定をするのを支援するプロセスのことである。

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、患者やそのご家族など関係者の皆さまの意思を尊重するとともに、適切な意思決定ができるよう以下のとおり指針を定める。

II 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

1 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が医療・ケアチームと話し合い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が繰り返し行われることが必要である。

さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いは家族等の信頼できる者を含めて行われることが必要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として定めておくことも必要である。

2 人生の最終段階における医療・ケアについて、その行為の開始・不開始や中止・その内容の変更は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

3 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

4 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針では対象としない。

III 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

1 本人の意思が確認できる場合

(1) 方針については、本人に医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行い、その上で、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いがなされ、本人自身による意思決定を尊重し、多専門職種から構成される医療・ケアチームとしての方針の決定を行う。

- (2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な提供と説明が行われ、この際、本人が自らの意思を伝えられない状態となる可能性もあるため、家族等を含めた話し合いを繰り返し行う必要がある。
- (3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記載しておく。

2 本人の意思の確認ができない場合

- (1) 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の治療方針をとる。
- (2) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、医療・ケアチームは本人の意思を推定し、本人に代わるものとして家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- (3) 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、医療・ケアチームが本人にとっての最善の治療方針をとる。
- (4) 障害者や認知症等で、自らの意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省作成の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り本人の意思を尊重し、反映しながら意思決定を支援する。
- (5) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記載しておく。

3 臨床倫理コンサルテーションチームへの相談を必要とする場合

上記1及び2の場合における治療方針の決定に際し、以下(1)～(4)のケースでは、本人に関わる医療・ケアチームからの依頼で倫理委員会委員長が臨床倫理コンサルテーションチームを招集する。臨床倫理コンサルテーションチームは臨時に招集され、本人に関わる医療・ケアチーム以外の診療科部長、看護師長、医療ソーシャルワーカー、リハビリテーション主任、その他倫理委員会委員長が指名する者、医事課長からなるものとする。

- (1) 本人の心身の状態等により、医療・ケアチームの中で医療・ケア内容の決定が困難な場合
- (2) 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、適切かつ妥当な医療・ケア内容についての同意が得られない場合
- (3) 本人と家族等の中で意見がまとまらない場合
- (4) 医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケア内容についての合意が得られない場合

IV おわりに

意思決定支援は、疾患を問わず重要な医療・ケアの一部である。今後も改定を加え、適切な意思決定支援が継続できるよう取り組んでいく。

VI 参考資料

厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン、2018

厚生労働省：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、2018

厚生労働省：身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、2019

吉備高原医療リハビリテーションセンター

2025年5月1日制定